

○山井委員 お三人の参考人の方々、まことに重要な御指摘ありがとうございました。

これは、野党共同して、危険ドラッグ禁止法案を十月十日に提出させていただきました。また、与党も議員立法を今作成中と聞いておりますので、今国会中に危険ドラッグ禁止法を成立させたい、そういう思いで、党派を超えて、この衆議院厚生労働委員会は頑張っております。そういう中で、三人の方々から非常に重要な御指導をいただいたことにまず感謝申し上げたいと思っております。

それで、本日は、この危険ドラッグ運転の暴走によって大切なお子様を亡くされました御遺族の方々も傍聴にお越しをされております。心よりお子さんたちの御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

まず飯泉知事にお伺いしたいんですが、この緊急アピール、私もこれを拝見したときに、本当にしびれました。

といいますのは、これは結局どう書いてあるかという、もちろん使用した者への健康被害に加え、交通事故などの二次被害により無関係な人々のとうとい命まで奪われている現状は、まさにテロ行為にも匹敵する異常な状態だと。本当にこれは、私は、危険ドラッグ業者と私たちとの、国民の命を守るための戦争だというふうに思っております。

そこで、もう一つ、私、この文を読んでしびれましたのが、一番目のところに、「「危険ドラッグになり得る物質」の範囲を明確にした上で、流通に先駆けてその全てを規制するなど、薬事法改正等の法整備も含め、」と、やはり今の現行法では限界があるのではないかと、それで、イタチごっこを終わらせないとだめだと。本当にこのキーワードは、「流通に先駆けてその全てを規制する」。まさに、自由にインターネットや店舗で買えることがおかしいわけですよ、これは。

週刊誌に出ておりました危険ドラッグを吸引している方のインタビュー記事でも、危険ドラッグがだめだというのだったら売らせなかったらいいじゃないか、売らせなかったら買えないし買わないよというふうに、危険ドラッグを吸っている若者が答えているわけですよ。

そこで、私たちも今議員立法を考えているわけなんです、飯泉知事、例えば、イメージでも結構ですが、ここに書いておられる「流通に先駆けてその全てを規制するなど、薬事法改正」「イタチごっこ」の状況に対抗する」、どういうイメージを持っておられますでしょうか。

○飯泉参考人 先ほど先発例の四条例を申し上げたところなんです、その後の兵庫県、そして鳥取県、こちらにおきましては、特定物質を指定せずに、例えば幻覚症状を起こすとかあるいは奇行を起こす、こうした蓋然性をもって包括的にこれを抑えてしまう、こうすることによって、流通が起こる、あるいは起こった段階でばちちととめてしまう、こうした形をとりました。

○山井委員 今、飯泉知事がおっしゃってくださった、成分や薬物を指定しなくても毒性という段階で中止命令を出せる、これは実は、今回の井坂筆頭提出者を中心につくりました野党法案と同じ趣旨なんですね。もちろん、これでもう完全だとは私も言えませんが、そういう方向の規制が必要だと私も思っております。

ところが、先ほど飯泉知事がおっしゃったように、一つの大きな壁は、罪刑法定主義という厚い高い壁が立ちまはだかっております。

田村厚生労働大臣は、八月四日の衆議院の厚生労働委員会の集中審議で、この場で、今出回っている危険ドラッグは、ほとんど全てが麻薬、覚醒剤と同等以上の毒なんだということを厚生労働大臣も認めていられますよね。であれば、そもそもインターネットや店舗で自由で買えること自体がおかしいんです、はっきり言います。ところが、では、それは証拠はあるのか、証拠がないのに捕まえたら罪刑法定主義に反するじゃないか、こういう厚い壁があるんですね。

このあたりについて、飯泉知事はいかが思われますでしょうか。

○飯泉参考人 これにつきましては、つい先般成立いたしました鳥取県の条例の改正、このときに平井鳥取県知事さんの方から答弁をしたものが一つの参考になるかと思っておりますので、御紹介をさせていただきます。

大きな問題としては、憲法三十一条、罪刑法定主義、この中では明確性の原則というのがあります。しかし、これにつきましては最高裁の既に判決が出ているところでありまして、通常一般の理解能力において認識する内

容であれば足りるんだということがまず書かれております。

これをベースといたしまして、今回の条例、これは鳥取県の改正条例であります、薬物、危険薬物の定義につきまして、今回の法案とよく似た形で、興奮、幻覚などの作用を起こすおそれがあること、また、人の健康に害を及ぼすおそれがあること。またさらには、対象となる行為につきましても規定をしております、製造、販売、使用など四つの構成要件を掲げ、これらに該当した場合に条例違反となる。こうしたことが、いわゆる予見可能性、これを県民の皆さんに十分に与え得るものであると。

しかも、これだけではまだ弱いんじゃないかという意見もありますので、これに加えて、麻薬あるいは覚醒剤と同等の効果を及ぼすものといった例示を具体的に示すということによりまして、明確性をさらに増すことにより、憲法三十一条に抵触しないのではないかと、このように答弁をさせていただいております。

○山井委員 私は、その鳥取県の平井知事のインタビューのコメントも直接テレビで拝見したんですが、本来は国がすべきことではないかという非常に重い発言をされているんですね。薬事法は、まさにこの厚生労働委員会で審議する法律なわけでありまして、そういう意味では、平井知事のお言葉、飯泉知事のお言葉というのは、私たちがしっかり受けとめねばならないと思っております。

それに関連しまして、和田先生。和田先生はまさに第一人者でありまして、私も今回、参考人に何が何でも和田先生にはお越しをいただきたいと思っておりましたので、大変うれしく思っております。

まず最初に、この合成カンナビノイド簡易検出システム、私はこれはすばらしいと思います。といいますのが、覚醒剤を所持していたら、その場で検査して色が変わるわけですよね。それで現行犯逮捕。大麻も、所持していたり販売していたら、その場で検査で液に入れたら色が変わって、その場で現行犯逮捕。

ところが、危険ドラッグは、その場で持っても、これは危険ドラッグじゃないの、これから検査するから、きょうのところは気をつけて帰ってと言って、それで終わっちゃうわけですよね。それで、二カ月後にそれが指定薬物で見つかったら、いや、その時点ではわかっていなかったから、あなたは無罪ですとなりかねないわけですよね。

そういう意味では、こういう制度ができれば、麻薬や覚醒剤のように、所持、現行犯逮捕、販売店、現行犯逮捕というふうにできる可能性も出てくるんでしょうか。和田先生、いかがですか。

○和田参考人 お答えします。

残念ながら、それは難しいと思います。

と申しますのは、これは五番目のスライドがそうですけれども、このシステムを導入することによって、例えば、具体的には、怪しいと思われたパッケージ物があります。その中には、合成カンナビノイドが入っているということはわかるわけです。しかし、何がどういう化学物質かはわかりません。やはり、現在の法律では、きちんと薬物の同定をしないことには基本的には法の網をかけることができない、そういう制度だと思います。

ですから、まさにこれは、とりあえず水際とかそういうところで送られてきたものを調べてみて、この中には合成カンナビノイドがあるんだということを特定するわけです。そこで差しとめができます。差しとめて、少し、その後はきちんと正規の薬物の同定、検出、そこに持っていく余裕ができる、そういうふうに考えていただいた方が現実的だと思います。

○山井委員 現時点では、これは指定薬物で、成分が特定できないと違法にならないわけですから、ということは、もし法改正をして、指定薬物でなくても、合成カンナビノイド、つまり毒性ですよね、それだけ判断されたら、例えば指定薬物じゃなくて危険薬物にするというように法改正をすれば、現行犯で逮捕、あるいはそこで中止命令を出せるということになりますでしょうか、この簡易なシステムで。和田先生、いかが思われますか。

○和田参考人 参考人は質問できないので非常に答えづらいんですけども、先ほどの議論を聞いておりますと、物質を特定せずに指定するというのは私のイメージとして理解できないんですが、どうなるんでしょうか。パッケージ物があったら、パッケージを指定するんでしょうか。質問になっちゃいますね。困りました。お答えしようがないんです。

要するに、どう考えても私は、物質を特定しないことには、どういう害があるものかというのは物質との関係性ですから、現在出回っている例えば脱法ハーブ、危険ハーブと言われるものは、一つのパッケージに、植物に、

さらに数種類の脱法ドラッグが入っています。そうすると、そのパッケージ物が例えばAという名前であるならば、Aという商品をだめだとするのか。しかし、Aというものをだめにしても、今度Bという名前で同じものが出てくる可能性もありますし、ちょっと私としては、皆さんの議論されている内容のイメージが具体的にわからないのでお答えしようがないです。

○山井委員 確かにこれは、私もお店に調査に行ったことがあります。製品名じゃなくて、透明のビニール袋に入れて売ったりもしているんですね。そういう意味では、本当に巧妙ないろいろな手口があるわけです。

ダルクのお話も聞かせていただきまして、ありがとうございました。

ダルクは、一番、薬物依存で全国的にも重要な取り組みをされているとっておりますが、やはり、国から、あるいは地方自治体からの支援がまだまだ不十分じゃないかと思っているんです。今後、残念ながら、危険ドラッグの対応でもっともっと役割が大きくなっていくと思うんですが、そういう中で、秋元さんから、国や地方自治体にもっともっとこういう支援をしてほしいということがあればお聞かせいただきたいと思います。

○秋元参考人 ありがとうございます。

ダルクに対する支援に関してですが、先ほど和田先生のお話にもあったように、薬物の生涯使用率というのが日本の場合には非常に低くて、二・五%とか二・九%とかという数字になっておりまして、薬物という問題だけとってみれば、非常に限定的でマニアックな問題になってしまうのかなというふうに思うんです。したがって、私たちが国に対してこうしてほしい、ああしてほしいということは、なかなか現時点では伝えづらいというところもあつたりします。

現に、東京ダルクの場合は、障害者総合支援法において、年間の予算の半分ぐらいの予算を支援していただいているという現状ではあるのですが、私たちが何か提言できるというより、国が私たちに何か対策をしてくれる、私たちにということよりも、今の現実としては、余り世の中に理解されにくいという薬物の問題に関して、理解はされにくいけれども、回復はできるんです、再乱用は防止できるんですということ、まだ草の根レベルといえますか、そのようなレベルの話なんです。私たちがそうやって活動していくこと、私たちが何ができるのかということの方が現時点では大切なことなのかなというふうに僕たちは日々感じております。

○山井委員 時間が来ましたので終わらせていただきますが、三人の参考人の方々の御指導をしっかり受けとめて、今国会中に危険ドラッグの禁止の法整備、薬事法の改正をしっかりできるように頑張りたいと思います。

ありがとうございました。